

# 豊浦町介護老人保健施設利用契約書

(以下「利用者」という。)と豊浦町介護老人保健施設(以下「施設」という。)は、利用者が施設において施設から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## (契約の目的)

- 第1条 本契約は、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目的とします。
- 2 施設は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護又は要支援(以下「要介護等」という)状態区分及び本契約書末尾にその写しが添付されている、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。
  - 3 利用者は、施設からサービスの提供を受けたときは、施設に対し、別紙「サービス内容説明書」の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

## (適用期間)

- 第2条 本契約の有効期間は、要介護等認定有効期間とします。
- ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護等状態区分の変更の認定を受け、要介護等認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護等認定有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了の2週間以上前までに利用者から更新拒絶の申し出がない場合、本契約は更新されるものとします。
  - 3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護等状態区分の変更の認定を受け、要介護等認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護等認定有効期間満了日までとします。
- 4 利用者は、本契約の改定が行われない限り、初回利用時の締結をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

## (施設サービス計画)

- 第3条 施設は、介護支援専門員に、利用者のための施設サービス計画(ケアプラン)を作成する業務を担当させます。
- 2 担当介護支援専門員が利用者のための施設サービス計画(ケアプラン)を作成する際には、利用者又は利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の関係者から事情をよく聞いて、利用者の有する能力や置かれている環境に基づいて、利用者が最も人間的で自立した日常生活を送られるよう配慮します。
  - 3 担当介護支援専門員は、利用者のための施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて同計画の変更を行います。
  - 4 利用者は、担当介護支援専門員に対し、いつでも利用者のための施設サービス計画の変更を申し出ることが出来ます。その場合、同介護支援専門員は利用者の希望をよく聞き、できる限り同計画に反映させることとします。
  - 5 利用者のための施設サービス計画(ケアプラン)を作成・変更する際には、担当介護支援専門員が利用者又は利用者の後見人、利用者の家族(利用者には後見人がなく、かつ身寄りがないときは身元引受人)に対して同計画案を説明し、同意を得ることとします。

(介護サービスの内容)

第4条 施設は、利用者に対し、前条により作成された利用者のための施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。

- 2 施設は、利用者に対し、前条により利用者のための施設サービス計画（ケアプラン）が作成されるまでの間は、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

(身体的拘束その他の行動制限)

第5条 施設は、利用者又は他の利用者等の生活又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 施設が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

また、この場合施設は、事前又は事後速やかに、利用者の後見人又は利用者の家族（利用者に後見人がなく、かつ身寄りがないときは身元引受人）に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。

- 3 施設が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第6条の介護サービス記録に次の事項を記載します。

- 一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- 二 前項に基づく施設の利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 三 前項に基づく利用者の後見人または利用者の家族（利用者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(介護サービス記録)

第6条 施設は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、サービス提供の最終日から2年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の家族（利用者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）は、施設に対しいつでも、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。謄写の場合、施設は実費相当額を請求者に請求することができます。

(契約の終了)

第7条 次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

- 一 第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の2週間以上前までに利用者から更新拒絶の申し入れがあり、かつ契約期間が満了したとき。
- 二 要介護認定の更新において、利用者が自立又は要支援と認定されたとき。（短期入所療養介護の場合は自立のみ不可）
- 三 利用者において、介護保険施設サービス提供の必要性がなくなったとき。
- 四 利用者が死亡したとき。
- 五 利用者が第8条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 六 施設が第9条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 七 利用者について病院または診療所に入院する必要が生じ、その病院または診療所において利用者を受け入れる態勢が整ったとき。
- 八 利用者について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において利用者を受け入れる態勢が整ったとき。

(利用者の解除権)

第8条 利用者は施設に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

(施設の解除権)

第9条 施設は、利用者が次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- 一 利用者が正当な理由なく、利用料その他利用者が施設に対し支払うべき費用を2か月分以上滞納したとき。
- 二 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 三 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺するおそれが極めて大きく、施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 四 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(契約終了後の退所と精算)

第10条 この契約終了後、利用者はただちに本施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未支給分について施設がすでに受領している利用料があるときは、施設は利用者に対し相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により利用者が本施設を退所することになったときは、施設はあらかじめ利用者の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(秘密の保持)

第11条 施設及び施設の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人の秘密を保持します。

- 2 施設は、施設の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 施設は、第三者に対し利用者、利用者の家族又は身元引受人に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関連する者の同意を得ることとします。  
ただし、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、医療機関等、利用者のための円滑なサービス提供を行うために情報が必要な事業所等に対しては情報提供を行うこととし、本書にて同意を得たものとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第12条 施設は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項の場合において、事故が発生した場合は、施設は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、施設に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

(サービスに関する苦情)

第13条 利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人は、施設が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口にて問合せ及び申し立てることができます。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について説明を行います。

- 2 施設は利用者、利用者の後見人、利用者の身元引受人から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的な取扱いもいたしません。

(身元引受人)

第14条 施設は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
- 一 利用者が疾病等により他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
  - 二 契約終了の場合、施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
  - 三 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。

(契約に定めのない事項)

第15条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人との間で協議の上誠意を持って解決するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、施設が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

施設住所 虻田郡豊浦町字東雲町16番地1  
施設名 豊浦町介護老人保健施設  
代表者氏名 豊浦町長 村井 洋一 印

利用者住所  
氏名 印